旅券（パスポート）の記載事項に変更が生じた場合の手続きの概要

有効な旅券（パスポート）をお持ちの方の氏名や本籍の都道府県名に変更があった場合に，追記ページに訂正内容を記載する記載事項の訂正制度が，平成２６年３月１９日で廃止され，３月２０日から，記載事項変更旅券の発給が開始されました。

１　手続きが必要な方

現在お持ちの有効旅券の記載事項（戸籍上の氏名，本籍の都道府県名，性別又は生年月日）に変更（※）がある場合は，手続きが必要です。

※ただし，次のような場合は，手続きの必要はありませんが，旅券の所持人自署（サイン）等を変更するために，新しい旅券の発給申請（切替新規申請）をすることは可能です。

・氏名の変更があっても，旅券のローマ字表記に変更がない場合

（例：「伊藤（ＩＴＯ）」→「伊東（ＩＴＯ）」，「小野（ＯＮＯ）」→「大野（ＯＮＯ）」）

２　手続きの方法

次の（１）又は（２）の方法を選択できます。

（１）訂正新規申請

新しく１０年用又は５年用の旅券に作り替える方法です。

※ただし，申請日に２０歳未満の人は，５年用しか選択できません。

（２）記載事項変更旅券の申請

新しく作る旅券の有効期間を，現在お持ちの旅券の残存有効期間と同じにする方法です。

３　訂正新規申請と記載事項変更申請の比較

<table>
<tr><td></td><td>訂正新規申請</td><td>記載事項変更旅券の申請</td></tr>
<tr><td>現在の有効な旅券</td><td colspan="2">返納後に失効し，新しい旅券冊子になります。</td></tr>
<tr><td>所持人自署（サイン）</td><td colspan="2" rowspan="4">新しくなります。</td></tr>
<tr><td>顔写真</td></tr>
<tr><td>ＩＣチップ内のデータ</td></tr>
<tr><td>旅券番号</td></tr>
<tr><td>手数料</td><td>１０年用：１６，０００円
５ 年 用：１１，０００円
子 供 用：　６，０００円</td><td>６，０００円</td></tr>
<tr><td>有効期間</td><td>発行日から１０年間又は５年間</td><td>発行日から現在お持ちの有効旅券の有効期間満了日まで</td></tr>
<tr><td>申請から受け取りまでに必要な期間</td><td colspan="2">広島市に住民登録されている人：６日間
その他の市町に住民登録されている人：８日間
※ただし，この期間に土・日・祝日，振替休日，年末年始は含みません。</td></tr>
</table>